京都府	宮津市	
	相楽郡	
	船井郡	
兵庫県	淡路市	
	佐用郡	
奈良県	山辺郡	
和歌山県	新宮市	
	伊都郡	
鳥取県	日高郡	
	東牟婁郡	
	岩美郡	
	東伯郡	
	西伯郡	
	日野郡	
島根県	浜田市	
	江津市	
	雲南市	
	隠岐郡	
岡山県	真庭市	
	小田郡	
	勝田郡	
広島県	三次市	
	安芸高田市	
	東かがわ市	
香川県	香川郡	
	仲多度郡	
愛媛県	宇和島市	
	大洲市	
	南宇和郡	
高知県	須崎市	
	香美市	
	幡多郡	
福岡県	大牟田市	
	鞍手郡	
	田川郡	
	築上郡	
佐賀県	杵島郡	
	藤津郡	
長崎県	松浦市	
	南島原市	
熊本県	球磨郡	
大分県	佐伯市	
	臼杵市	
	杵築市	
	宇佐市	
鹿児島県	志布志市	
	奄美市	
	大島郡	
	与論町	
	和束町	
	京丹波町	
	佐用町	
	山添村	
	かつらぎ町	
	由良町	
	那智勝浦町　太地町	
	岩美町	
	三朝町	
	大山町	
	江府町	
	隠岐の島町	
	矢掛町	
	奈義町	
	直島町	
	琴平町　まんのう町	
	愛南町	
	黒潮町	
	鞍手町	
	福智町	
	築上町	
	白石町	
	太良町	
	あさぎり町	

○総務省
国土交通省告示第十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を、同法第二条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

都道府県	郡　市	町　村	過疎地域とみなされる区域
北海道	釧路市		旧阿寒町　旧音別町
宮城県	石巻市		旧河北町　旧雄勝町　旧北上町　旧牡鹿町
埼玉県	秩父市		旧大滝村
石川県	羽咋郡	志賀町	旧富来町
愛知県	新城市		旧鳳来町　旧作手村
和歌山県	西牟婁郡	白浜町	旧日置川町
山口県	岩国市		旧本郷村　旧錦町　旧美川町　旧美和町
愛媛県	西宇和郡	伊方町	旧瀬戸町　旧三崎町
熊本県	八代市		旧坂本村　旧東陽村　旧泉村

○消防庁告示第九号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項第十六号の規定に基づき、救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

消防庁長官　河野　栄

第九条中「消防吏員服制準則」を「消防吏員服制基準」に改める。

別表省令別表第一に掲げる救助器具の項中

「生物剤検知器※※※	一
化学剤検知器※※※	一
可燃性ガス測定器」	一

を

「生物剤検知器※※※	一
可燃性ガス測定器	一

に改める。